

\*\*\*\*\*

佐賀産業保健推進連絡事務所「かささぎ」メール・マガジン

2013年1月 第57号

\*\*\*\*\*

遅ればせながら、あけましておめでとうございます。

旧年中は、当連絡事務所の事業につきまして、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

皆様の職場における産業保健活動をサポートすべく一層の努力を続けて参りますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

【目次】 .....

1. お知らせ
  2. 産業保健相談員のコーナー
  3. 研修会のご案内
  4. 産業保健関係情報
- .....

## 1. お知らせ

### ◆「心の健康づくりフォーラム」開催のご案内

テーマ：「心の健康を保つための職場と家庭の役割」

日程：平成25年1月29日（火）13：30～16：00

場所：アバンセ 1階ホール（佐賀市天神3丁目2-11）

演題：「働く人のアルコール問題とその予防～うつ・生活習慣病・飲酒運転～」

講師：独立行政法人国立病院機構 肥前精神医療センター

院長 杠 岳文 先生

主催：佐賀労働局、佐賀県、佐賀県精神保健福祉協会、佐賀障害者職業センター、佐賀県労働基準協会、佐賀産業保健推進連絡事務所

※詳しくはこちら↓

[http://sanpo41.jp/public/\\_upload/type010\\_1\\_2/file/file\\_13527886911.pdf](http://sanpo41.jp/public/_upload/type010_1_2/file/file_13527886911.pdf)

◆平成 24 年度厚生労働省委託事業「事業場の産業保健活動を支援するサービスの整備・育成に関する研修会」（無料）のご案内

下記のとおり、福岡市で開催されます（※平成 25 年 1 月～3 月の間に、全国の各会場で開催されます）。

開催日：平成 25 年 2 月 14 日（木）15：00～17：00

会 場：オクターブビル 4F 会議室（福岡市博多区博多駅前 4-13-8）

定 員：40 名（※先着順で申込受付）

開催日：平成 25 年 2 月 15 日（金）10：00～12：00

会 場：博多バスターミナル 第 6 ホール（福岡市博多区博多駅中央街 2-1）

定 員：45 名（※先着順で申込受付）

※詳しくはこちら↓

<http://www.medical-tt.co.jp/sangyohoken2013/index.html>

◆「こころネット佐賀」の開設について

佐賀県庁ホームページに、こころの健康に関する総合情報サイト「こころネット佐賀」が開設されました。

こころの健康に関する基礎知識をはじめとして、関連する催しのお知らせや、各種相談窓口の連絡先が掲載されており、相談窓口として、メンタルヘルス対策支援センター（佐賀産業保健推進連絡事務所内）が掲載されています。

※「こころネット佐賀」↓

[http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/\\_1019/mental/kokoronetsaga](http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1019/mental/kokoronetsaga)

～．

## 2. 産業保健相談員のコーナー

「衛生委員会の調査審議事項『メンタルヘルス対策』について」

基幹相談員 内川亘久  
(担当分野：労働衛生関係法令)

「衛生委員会のテーマ」としてどんなことを取り上げ「調査審議」したらよいのか？特に「メンタルヘルス対策」についてどんなことを取り上げたらよいのか等の問い合わせが多いことから、今回は下記に示す「衛生委員会の付議事項」の中から「メンタルヘルス対策」に絞って3回シリーズで取り上げてみたいと思います。

<第一回>

労働者のメンタルヘルスに関する事業者の労働安全衛生法上の責任として、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（事業場における労働者の健康保持増進のための指針：公示第3号、平成18年3月）が労働安全衛生法第70条の2第1項の規定にもとづく指針として新たに策定されました。これによって、職場におけるメンタルヘルス対策は、法に基づく事業者が実施すべき努力義務となりました。

また、労働安全衛生法の一部を改正する法律が平成18年4月に施行されました。

この改正では、次の事項が同法上の「事業者の義務として規定」されています。

①「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「衛生委員会等」という）の付議事項となった。

②過重労働に関連し、労働安全衛生規則で定める要件に該当する者に対して医師による面接指導を行うが、その際、メンタルヘルスにも十分配慮した面接指導を行い、適切な措置を行う。

③医師による面接指導の結果及び事業者が行った就業上の措置について衛生委員会等又は労働時間等設定改善委員会に報告する。

衛生委員会等の議事概要については、適切な方法で労働者に開示する。

なお、健康診断で見つかったメンタルヘルス不調の労働者についても、身体疾患の場合と同様、事業者は医師に就業上の措置について意見を聴かなければならないのですが、その結果についても、衛生委員会等への報告が必要となりました。

<衛生委員会の付議事項として>

<労働安全衛生法>

第 18 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

＜労働安全衛生規則＞

第 22 条 法第 18 条第 1 項第 4 号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとして定められています。

このことから、基本的には下記 1～11 号について「衛生委員会では調査審議」することになります。

- 1 衛生に関する規程の作成に関する事。
- 2 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、衛生に係るものに関する事。
- 3 安全衛生に関する計画（衛生に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- 4 衛生教育の実施計画の作成に関する事。
- 5 法第 57 条の 3 第 1 項及び第 57 条の 4 第 1 項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
- 6 法第 65 条第 1 項又は第 5 項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。
- 7 定期に行われる健康診断、法第 66 条第 4 項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第 66 条の 2 の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
- 8 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事。
- 9 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。
- 10 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関する事。

11 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は労働衛生専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

上記、第10号は、精神障害等の労災認定件数が増加しており、事業場において労使が協力してメンタルヘルス対策を推進する重要性が増していることから、「衛生委員会等の付議事項」として、第8号とは別に、「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」が明記されました。「心の健康づくり計画の策定」はもとより、その実施体制の整備等の具体的な実施方策や個人情報保護に関する規定等の策定等に当たっては、「衛生委員会等において十分な調査審議」をすることが必要です。

衛生委員会の設置義務のない小規模事業場でも労働者の意見が反映されるように配慮することが必要です。

この対策の樹立に当たっては、

- ① 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施計画の策定等に関すること
- ② 事業場におけるメンタルヘルス対策の実施体制の整備に関すること
- ③ 労働者の精神的健康の状況を事業者が把握したことにより当該労働者に対して不利益な取扱いが行われるようなことがないようにするための対策に関すること
- ④ 労働者の精神的健康の状況に係る健康情報の保護（個人情報の保護・守秘義務）に関すること
- ⑤ 事業場におけるメンタルヘルス対策の労働者への周知に関することが含まれています。

～．

### 3. 研修会のご案内

#### ◆平成24年度 産業医研修会(2月)のご案内

研修会番号【14】

(講義)

- 1 日時 平成25年2月21日(木) 18:30～20:30
- 2 会場 アバンセ4階 第2研修室(A) (佐賀市天神3丁目2-11)

- 3 単位 認定医：生涯研修の更新研修  
(1) 労働衛生関係法規と関連通達の改正 2単位
- 4 テーマ「精神障害に関する労災認定の新基準について」
- 5 講師 (株)九州電力 統括産業医 藤代一也 先生
- 6 定員 30名

※1月の産業医研修会は終了しました。

※受講を希望される場合は、所定の申込書類（メール又はFAX）にて事前の申込みをお願いいたします。

※詳しくはこちらから↓↓↓

<http://sanpo41.jp//index.php?id=21>

たくさんのご参加お待ちしております。

～産業医資格取得受講ご希望の皆様へのお知らせ～

平成22年4月1日より、産業保健推進センター（連絡事務所）にて基礎研修を実施することができなくなり、生涯研修のみの開催となりました。

当連絡事務所の本部となる労働者健康福祉機構の通知によるものですので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

#### ◆平成24年度 産業保健研修会（1月～2月）のご案内

##### 研修会番号【30】

日時 平成25年1月23日（水）14：00～16：00

会場 メートプラザ佐賀 1階研修室（佐賀市兵庫町大字藤木1006-1）

テーマ「肥満対策」

講師 宮崎博喜 先生

##### 研修会番号【31】

日時 平成25年1月31日（木）14：00～16：00

会場 アバンセ4階 第4研修室（佐賀市天神3丁目2-11）

テーマ「産業衛生の基礎知識」

講師 市場正良 先生

研修会番号【32】

日時 平成25年2月7日(木) 14:00~16:00

会場 アバンセ4階 第2研修室(A) (佐賀市天神3丁目2-11)

テーマ「職場における気分障害の発見と対処法」

講師 山田茂人 先生

研修会番号【33】

日時 平成25年2月12日(火) 14:00~16:00

会場 メートプラザ佐賀 1階研修室 (佐賀市兵庫町大字藤木1006-1)

テーマ「有機溶剤の毒性」

講師 市場正良 先生

研修会番号【34】

日時 平成25年2月19日(火) 14:00~16:00

会場 アバンセ4階 第5研修室 (佐賀市天神3丁目2-11)

テーマ「粉じん対策の基本」

講師 瀬戸口俊明 先生

研修会番号【35】

日時 平成25年2月28日(木) 14:00~16:00

会場 アバンセ4階 第2研修室(A) (佐賀市天神3丁目2-11)

テーマ「職場で役立つ測定機器の使い方」

講師 高倉敏行 先生

※研修会場が開催日によって異なりますので、ご注意ください。

※受講を希望される場合は、所定の申込書類(メール又はFAX)にて事前の申込みをお願いいたします。

※詳しくはこちらから↓↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=22>

たくさんのご参加お待ちしております。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 4. 産業保健関係情報

### 《その他》

▽平成24年12月12日に厚生労働省より、国として初となる職場のパワーハラスメントに関する実態調査の報告書が公表されました。この調査は、職場のパワーハラスメントの実態を把握するとともに、この問題が発生する要因の分析や予防・解決に向けた課題の検討を行うために実施されたものです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002qx6t.html>

▽厚生労働省の委託により、産業医学振興財団において、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」が開設されています。

<http://kokoro.mhlw.go.jp/>

▽厚生労働省では、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けたポータルサイト「みんなでなくそう 職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」が開設されています。

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/>

### ◎メンタルヘルス対策支援センターのご利用案内◎

メンタルヘルス対策支援センターでは、メンタルヘルスの専門家（相談員）がメンタルヘルスの不調の予防から職場復帰支援プラン作成まで、様々な相談・問合せに対応しています。又、メンタルヘルスの専門家（促進員）が職場を訪問し、メンタルヘルス対策の実施等についてアドバイスしています。提供するサービスはすべて無料です。

ご利用希望の方は、メンタルヘルス対策支援センター（佐賀産業保健推進連絡事務所内 TEL：0952-28-6037）までお問い合わせ下さい。

※詳しくはこちら↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=14>

### ◎地域産業保健センターのご利用案内◎

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者及び

労働者を対象として、労働安全衛生法で定められた健康管理や保健指導等の産業保健サービスを無料で提供しています。

ご利用希望の方は、佐賀県地域産業保健センター（佐賀産業保健推進連絡事務所内 TEL：0952-27-6705）又は各地域産業保健センターへお問い合わせ下さい。

※詳しくはこちら↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=27>

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

ご相談・ご質問をお待ちしています！

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

佐賀産業保健推進連絡事務所では、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上での様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受け付けています。各専門分野の産業保健相談員を中心に対応し、解決方法を助言させていただきます。ご相談は無料ですので、どうぞお気軽にご利用ください。

【担当分野・相談例】

産業医学：●健康診断の事後措置●職業性疾病の予防対策●職場巡視の方法

労働衛生工学：●作業環境の維持管理と改善の方法●測定機器の扱い方

メンタルヘルス：●職場におけるメンタルヘルスの進め方

労働衛生関係法令：●関係法令の解釈

カウンセリング：●職場における指導●相談の進め方

保健指導：●勤務形態や生活習慣病に配慮した生活指導の仕方

※各専門分野の相談員名簿についてはこちら↓↓

<http://sanpo41.jp/index.php?id=7>

★★★★★★★★★★★★

講師斡旋のご案内

★★★★★★★★★★★★

佐賀産業保健推進連絡事務所では、産業保健に関する研修等を希望される事業所に対し、講師の斡旋（紹介）を行っています。

当連絡事務所から各専門分野の産業保健相談員を講師として斡旋（紹介）し、

